

公益社団法人北海道臨床工学技士会会員の助成金に関わる規程

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、福利厚生を目的に理事会で承認された会員の資格取得等に関わる費用の一部負担の取り扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規程における「助成制度」とは、公益社団法人 北海道臨床工学技士会（以下本会）が定める福利厚生の一環であり、会員が本制度を活用し、知識・技術を深め臨床現場や社会に貢献できる制度をいう。

(目的)

第3条 (1) 臨床現場で活用すること
(2) 次世代臨床工学技士育成へ貢献すること

第2章 認定・専門制度助成事業

(助成内容)

第4条 公益社団法人 日本臨床工学技士会が主催する認定・専門制度の講習会等、受講料の助成とする。

(対象者)

第5条 (1) 本会正会員であり、会費を完納している者
(2) 第2章第5条(1)の受験資格を有する者かつ申請時40歳以下の者
(3) 本会の定める助成申請書類を提出し、審査を通過した者
(4) 第2章第5条(1)に対し、勤務施設による費用補助が無い者
(5) 本会の活動に5年以上積極的に参加できる者

(申請手続き)

第6条 助成を希望する者は、同年度1月10日から2月20日までに、申請方法を確認の上、必要書類（別紙）に記載し、本会事務局に特定記録郵便で郵送しなければならない。ただし、定員になり次第締め切りとする。

(申請対象)

第7条 申請対象は、4月1日から12月31日までに開催された認定・専門講習会とする。

(承認条件)

第8条 (1) 申請の受理は原則申請順とし、理事会にて協議決定する
(2) 申請対象は、その年の認定・専門講習会とする
(3) 助成制度の申請回数は、年間1回を上限とする

- (4) 対象者は、所属長に勤務施設による費用補助が無い旨を確認し、申請書に認定助成制度を受ける承諾を得て署名、捺印をもらう。対象者が所属長の場合は事務局より確認を行う事とする

(審査結果)

第9条 審査結果は、申請書に記載のいずれかの連絡先へ通知する。

(助成金)

第10条 (1) 助成金額は、30,000円を上限とする。

ただし、実費用が30,000円未満の場合はその費用のみ助成する

- (2) 受講終了証の写しを添付する必要がある
- (3) 助成金の先払いは行わない
- (4) 振込方法は、当会の規程に則り行う
- (5) 振込手数料は、当会が負担する

(助成金の返還)

第11条 第2章第5条に反した者に対しては、助成金の返還を求める。

(特別事業)

第12条 理事会が必要と判断した場合は、特別事業として受講費等を助成対象とする場合がある。

第3章 補則

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、本会 理事会の決議により行う。

附則 本規程は、令和4年4月1日から施行する。

(改定期日)

第8条改定 令和6年3月13日

第10条改定 令和6年3月13日

別紙1 助成金申請書

別紙2 助成金振込依頼書

別紙3 助成対象一覧

別紙1 助成金申請

専門・認定臨床工学技士等助成金申請書

申請日(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日

フリガナ		生年 月日	(西暦) 年 月 日
氏名	印	年齢	歳
助成対象番号 ※別紙3の一覧番号から希望する番号を下記へ記載			
自宅住所	〒		
電話番号			
連絡用アドレス			
勤務先			
所在地	〒		
電話番号			
<p>上記申請者が施設に所属し認定等助成制度を受けることを承諾します。 また、申請者に対し受講費用等の費用補助はありません。</p>			
<p>施設名：</p> <p>所 属：</p> <p>氏 名： _____ 印</p>			
北海道臨床工学技士会会員番号			
日本臨床工学技士会会員番号			

別紙2 助成金振込依頼書

専門・認定臨床工学技士等助成金確認書類口座振込み依頼書

申請日（西暦） 年 月 日

フリガナ			
氏名	印		
助成対象番号	※別紙3の対象一覧から対象番号を下記へ記載		
※支払い済の金額を下記へ記載して下さい。			
支払い金額	円		
受講修了証のコピーを添付してください			

下記のとおり、北海道臨床工学技士会 専門・認定等助成金の口座振込みをお願い致します。									
振込み希望金融機関は以下のとおりです。									
金融機関	銀行		支店名	支店					
	信用金庫								
	信用組合		支店番号						
預金種目	普通 ・ 当座		口座番号						
フリガナ									
口座名義人									

別紙3 助成対象一覧

北海道臨床工学技士会が助成対象としている専門・認定臨床工学技士一覧

〈2024年度版〉

番号	種類
①	専門呼吸治療臨床工学技士
②	専門血液浄化臨床工学技士
③	専門手術臨床工学技士
④	専門心・血管カテーテル臨床工学技士
⑤	専門高圧酸素治療臨床工学技士
⑥	専門内視鏡臨床工学技士
⑦	専門不整脈治療臨床工学技士
⑧	認定血液浄化臨床工学技士
⑨	認定集中治療臨床工学技士
⑩	認定医療機器管理臨床工学技士
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	